

① 特許料・登録料の改定

令和4年4月1日から特許料・登録料の値上げが予定されています。

1. 特許料

項目	改定前金額	改定後金額
第1年から第3年まで	毎年 2,100 + (請求項数 × 200) 円	毎年 4,300 + (請求項数 × 300) 円
第4年から第6年まで	毎年 6,400 + (請求項数 × 500) 円	毎年 10,300 + (請求項数 × 800) 円
第7年から第9年まで	毎年 19,300 + (請求項数 × 1,500) 円	毎年 24,800 + (請求項数 × 1,900) 円
第10年から第25年まで	毎年 55,400 + (請求項数 × 4,300) 円	毎年 59,400 + (請求項数 × 4,600) 円

2. 商標登録料

項目	改定前金額	改定後金額
商標登録料	区分数 × 28,200 円	区分数 × 32,900 円
更新登録申請	区分数 × 38,800 円	区分数 × 43,600 円

3. 国際出願（特許）関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料 + 調査手数料	10,000 + 70,000 円	17,000 + 143,000 円
予備審査手数料	26,000 円	34,000 円

② 特許庁関係手続の押印

以前、特許庁への手続で押印が必要なものは797種ありましたが、そのうち764種は押印が廃止され、偽造の被害の大きい33種のみ押印が存続されています。

押印を存続する手続においては、実印を使用し、印鑑証明書の提出が求められる場合があります。

出願中	出願人名義変更届(4), 氏名(名称)変更届(2), 住所(居所)変更届(2)
権利移転	一般承継による特許権等の移転登録申請(4), 特定承継による特許権等の移転登録申請(4), 登録名義人表示変更登録申請(4), 質権設定(変更)登録申請(4), 実用新案権抹消登録申請(1), 専用実施(使用)権設定(変更)登録申請(4), 仮専用実施権設定(変更)登録申請(1), 通常使用権設定(変更)登録申請(1), 商標権分割登録申請(1), 商標権分割移転登録申請(1)

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 029-228-5622

 info@nippo-patent.jp

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F